

令和4年10月27日

開会 午後2時32分

閉会 午後3時16分

1 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第2号 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）
- 第4 報告第3号 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）
- 第5 認定第1号 令和3年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件
- 第6 第10号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）

2 会議に付した事件

議事日程どおり

3 出席議員（8名）

- 1番 東野敏弘君
- 2番 原田久夫君
- 3番 石井雅彦君
- 4番 藤本一昭君
- 5番 浅田康子君
- 6番 丸岡弘満君
- 7番 大畑一千代君
- 8番 足立吉継君

4 説明のため出席した理事者（20名）

管理者

西脇市長 片山象三君

副管理者

加西市市長 西村和平君

加東市長 岩根正君

多可町長 吉田一四君

西脇市副市長 藤原良規君

消防担当課長

西脇市防災安全課長	藤原 広三 君
加西市総務部次長兼危機管理課長	鈴木 豊寿 君
加東市防災課長	長谷田 克彦 君
多可町生活安全課長	吉井 三博 君

消防本部

消 防 長	東 田 幸 策 君
参 事	石 井 満 君
消 防 部 長	小 西 康 夫 君
警 防 部 長	小 林 克 樹 君
西脇消防署長	菅 野 敏 行 君
加西消防署長	飯 尾 昌 弘 君
加東消防署長	森 脇 浩 君
総 務 課 長	足 立 吉 則 君
企 画 財 政 課 長	岩 城 雅 史 君
予 防 課 長	時 本 進 一 郎 君
警 防 課 長	北 藤 慶 彦 君

5 出席事務局職員（3名）

総 務 課 長	足 立 吉 則 君
総 務 課 副 課 長	藤 本 忠 孝 君
総 務 課 主 任	山 口 令 君

○議長（浅田康子君） ただいまより、第45回北はりま消防組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、御多忙のところ御出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。

次に、片山管理者から御挨拶をいただきます。

片山管理者。

○管理者（片山象三君） 本日ここに、第45回北はりま消防組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御出席をいただき、また日頃から当組合の運営につきましても格別の御理解と御支援を賜っておりますことに、深く感謝を申し上げます。

さて、コロナ感染症の第7波も落ち着き、世間では新たな動きが始まっておりますが、10月からの半年間に新たな流行拡大と季節性インフルエンザの流行が発生する可能性が極めて高いと言われております。そのような中、職員から陽性者が発生するなど依然油断できない状況が続いていることから、引き続き感染防止対策に万全を期して対応してまいりたいと存じます。

本日、提案させていただく案件につきましては、報告2件と決算の認定及び補正予算、合わせて4件でございます。慎重な御審議と適切な決定を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（浅田康子君） 管理者の御挨拶が終わりました。

午後2時32分 開会

開 会 宣 言

○議長（浅田康子君） ただいまの議員の出席数は8名です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから、第45回北はりま消防組合議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

総務課長より報告させます。

足立総務課長。

○総務課長（足立吉則君） 失礼します。命によりまして御報告いたします。地方自治法第121条の規定による説明のため、本定例会に出席を求めた出席者は、お手元の地方自治法の規定による出席者名簿のとおりでございます。

次に、監査委員から例月出納検査の結果が提出されましたので、お手元に配付しております。

以上で、報告事項を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（浅田康子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第63条の規定により議長から指名をいたします。
1番、東野敏弘議員、2番、原田久夫議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

- 議長（浅田康子君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日にしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（浅田康子君） 御異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 報告第2号

専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）

- 議長（浅田康子君） 次に、日程第3、報告第2号 専決処分の報告の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

東田消防長。

- 消防長（東田幸策君） 報告第2号 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

内容につきましては、令和4年6月27日午前9時20分頃、救急現場において、救急車両を方向変換しようとした際、車両後部が敷地内の木製フェンスに接触し、その一部を破損させたもので、その修理費用3万2,560円を賠償することにより和解したものでございます。

以上、報告第2号 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）についての説明とさせていただきます。

- 議長（浅田康子君） 趣旨説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

ないようですので、これで報告第2号 専決処分の報告の件を終わります。

日程第4 報告第3号

専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）

- 議長（浅田康子君） 次に、日程第4、報告第3号 専決処分の報告の件を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 報告第3号 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

内容につきましては、令和4年7月21日午後2時頃、業務において、公用車両を駐車する際、車両右側後部を駐車中の車両に接触させ、その一部を破損させたもので、その修理費用38万8,000円を賠償することにより和解したものでございます。

以上、報告第3号 専決処分の報告の件（和解及び損害賠償の額を定めること）についての説明とさせていただきます。

○議長（浅田康子君） 趣旨説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

藤本議員。

○4番（藤本一昭君） それでは、お聞きいたします。

この専決処分については、この1件前にあった報告とか前回の議会における報告等が、専決処分の交通事故に該当する破損事故でございますけれども、今回以外の分につきましては緊急出動中の作業でございますが、安全確保についても十分確保の上でのやむを得ない事故もあり得るわけでございますが、今回報告いただいております分につきましては、救急講習のために社会福祉法人のところに講習に行かれたという、通常業務の中で行われたということでございます。普通の通常に安全確保を図るとなれば、複数名で出動されておりますので後方確認等の誘導等があつてしかるべきと思いますが、このような通常業務における損害事故について、綱紀肅正も必要と思いますが、いかがでございますか。

○議長（浅田康子君） 東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 綱紀肅正というところですが、当然、事故の防止というのは組織として最大限目指すところでございます。そういった中で、今回の事故のような普通業務において事故をしたということは、何らかの不注意があつたということですので、そのあたり重く捉えて、当該職員に対しては10月17日付になりますけれども、書面にて私から嚴重注意をしたところでございます。また、所属長についても再発防止を求めて口頭注意をしたところでございます。

○議長（浅田康子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、これで報告第3号 専決処分の報告の件を終わります。

日程第5 認定第1号

令和3年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件

○議長（浅田康子君） 次に、日程第5、認定第1号 令和3年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 認定第1号 令和3年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件につきまして、御説明申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して提案をさせていただきます。また、決算附属資料といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び令和3年度主要施策の成果に関する報告書を合わせて提出させていただいておりますので、御参照賜りたく存じます。

令和3年度は、令和元年度から続く新型コロナウイルス感染症の流行が社会生活に甚大な影響をもたらす中、感染防止資器材の充実に努め、地域住民の生命と財産を守るため、万全を期して対応するとともに、需要の緊急性や重要性を勘案して事業を選択いたしました。

施設整備では、西脇消防署多可出張所庁舎建設事業のほか、加西消防署及び加東消防署東条出張所の高規格救急自動車を更新整備し、消防・救急業務体制の強化に取り組みました。

職員研修では、新型コロナウイルス感染症により多くの研修が中止となる中、消防大学校をはじめとする各種専門研修に職員を派遣し、能力の向上に努めております。

それでは、令和3年度北はりま消防組合一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出決算書の1ページを御覧ください。

歳入合計は、予算現額27億4,518万6,000円、収入済額は27億358万8,687円となりました。

2ページを御覧ください。

歳出合計は予算現額27億4,518万6,000円。支出済額は、26億7,596万7,300円となり、歳入歳出差引残高は2,762万1,387円でございます。

3ページの実質収支に関する調書では、歳入総額27億358万8,000円、歳出総額26億7,596万7,000円、歳入歳出差引額2,762万1,000円、実質収支額は2,762万1,000円となり、このうち1,400万円を基金に繰り入れております。

次に、詳細につきましては事項別明細書により御説明申し上げます。

事項別明細書の1ページ、2ページを御覧ください。

第1款、分担金及び負担金につきましては、構成市町からの負担金収入済額は26億564万5,597円で、その内訳につきましては備考欄に記載のとおりでございます。消防費市町負担金は、消防事務に関する経費について、組合格約により均等割2割、人口割8割の比率による負担のほか、庁舎整備に伴う経費や県からの移譲事務経費等について構成市町に負担していただいております。

第2款、使用料及び手数料は、収入済額364万9,600円で、危険物許可申請等手数料をはじめとする手数料収入として備考欄に記載のとおりでございます。

第5款、財産収入は、財政調整基金、消防施設整備基金及び担保金利子で、収入済額3万756円となっております。

第6款、寄附金は、管内事業者からの寄附金300万円を収入いたしております。

第8款、繰越金は、収入済額1,438万1,314円となりました。

第9款、諸収入は、多可町内の播州トンネル・高坂トンネル・清水坂トンネル内に設置されております非常警報装置の管理受託事業収入と兵庫県消防防災航空隊に派遣している職員の給与費等負担金のほか備考欄に記載の雑入を合わせ、収入済額は1,618万1,420円でございます。

第10款、組合債は、高規格救急自動車2台の車両更新に伴う財源として6,070万円を収入いたしました。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。歳出です。

第1款、議会費は、議員報酬、議会の運営に関する経費で支出済額24万1,946円、不用額は18万2,054円となりました。

第2款、総務費は、監査委員等への報酬、弁護士への報償費のほか人事給与や財務会計システム等の経費、消防施設整備基金の積立金等で支出済額2,607万8,701円、不用額は65万6,299円となっております。

第3款、消防費は、支出済額23億5,169万5,114円、不用額は6,435万2,886円となりました。

第1目、常備消防費は、支出済額20億5,336万1,286円、不用額は2,089万2,714円でございます。常備消防費は、消防本部及び消防署の人件費並びに管理・運営経費で、主な支出の人件費は18億4,391万4,106円となり、常備消防費の89.8%を占めております。

なお、不用額の主なものといたしまして、第3節、職員手当等では、時間外勤務手当の削減に努めたことや大きな災害がなかったこと、さらには休日手当の支給が見込額を下回ったことなどによるものでございます。

また、第10節、需用費では、貸与被服の購入費用及び警防資器材等の機器修繕費用に関し、見込額と支払額に差額が生じたこと。第12節、委託料では、救急救命士が行う病院実習に際して必要とされている各種ウイルスへの抗体検査及びワクチン接種に関し、抗体検査の結果を受けてワクチン接種が不要であったことなどが主な理由となります。

次に、13ページ、14ページを御覧ください。

第2目、消防施設費は、庁舎建設及び施設改修事業並びに車両更新が主なもので、支出済額2億9,833万3,828円、不用額は4,346万172円となりました。

第12節、委託料、第14節、工事請負費、第18節、負担金、補助及び交付金、第2

1節、補償、補填及び賠償金は、いずれも多可出張所庁舎建設事業及びそれに伴う指令システム等の移設工事費に当たります。

第17節、備品購入費は、高規格救急自動車2台の更新経費でございます。更新後の車両は、加西消防署及び加東消防署東条出張所に配置しております。

第4款、公債費は、消防施設整備に伴う借り入れの償還で、支出済額2億9,795万1,539円、不用額は2万7,461円となりました。

第5款、予備費の支出はございません。

以上で、令和3年度北はりま消防組合一般会計決算の認定に係る説明といたします。

御審議を賜り、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可いたします。

6番、丸岡議員の発言を許可いたします。

丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 先ほど、議長の許可を得ましたので、通告どおり一括方式で質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、令和3年度北はりま消防組合一般会計決算についてでございます。

1番目に歳入、分担金及び負担金、消防費市町負担金26億564万5,597円についてでございます。前年度に比べ増減率9.4%となっており、先ほども簡単に御説明いただいたわけなのですが、改めてこの2億2,326万5,497円の増収となった理由と、そして各市町の増減額、多可町分の2億2,506万997円、繰越し理由の詳細な説明を求めます。

そして歳出、議会費、議会管理事業、委託料12万2,650円についてでございます。会議録等作成委託料5万500円と、会議録印刷製本委託料7万2,600円についてですが、この3年度の会議録は速やかに作成をされ作業の効率化を図り、また会議録作成数や印刷製本数など契約どおりに実施できたのかどうか、詳細な説明を求めます。

そして歳出、常備消防費、常備消防事業、使用料及び賃借料のうちレンタルサーバー使用料5万2,800円についてでございます。これにつきましては、年間使用料5万2,800円を支払いホームページを維持管理しておるわけですが、3年度のホームページ更新回数や情報発信効果はどのようになっておるのか、お尋ねをしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（浅田康子君） 消防部長。

○消防部長（小西康夫君） まず、消防市町負担金26億564万5,597円について、令和2年度と比較をして2億2,326万5,497円の増額理由ということですが、この増額の理由につきましては、西脇消防署多可出張所の建設に係る事業費がその主な増額の理由となっております。

次に、多可町の繰越分のことをございますけれども、この2億2,506万997円の繰越しの理由についてですが、当初の予定では令和2年度内に多可出張所の建設事業が完了する予定でございました。しかしながら、建設用地の確保並びにその用地の地盤不良による整備に時間を要したことによりまして、令和2年度内には完了する見通しが立たなくなったため令和3年度への事業を繰り越した、そのようなものでございます。

それから、議会費の委託料12万2,650円の委託料のことをございますけれども、これにつきましては地方自治法第123条に基づき作成いたします、北はりま消防組合議会会議録に係るものでございます。民間企業への委託となっております。会議録は、組合議会音声データから文字起こしにより作成をいたしまして、事務局による校正を経て製本化して署名議員による確認署名の後に、議員の皆様をはじめ各構成市町の議会事務局等へ配付をさせていただいておりますのが現状でございます。

それから詳しい金額の内訳でございますけれども、音声データから文字起こしまでを会議録等作成委託料として10分1,925円、会議録印刷製本委託料として、配付及び保管する19冊分の印刷製本費、1ページ当たり825円で契約しておいて、令和3年度の議会は定例会が2回、臨時会が1回開催されたことから、その総額の12万2,650円となったものでございます。なお、この印刷製本委託料の成果物として会議録の文字データも含まれております。

次に、レンタルサーバー使用料につきまして、この分についての運用状況や情報発信効果ですけれども、まずこの使用料につきましては、北はりま消防組合のホームページやグループウェア管理に係るサーバーの使用料でございます。月額で税込み4,400円、その1年分としてとなっております。

次に、当組合のホームページの運用状況とその発信効果でございますけれども、ホームページの管理や更新は職員が行っております。組織の案内や活動状況をはじめ、災害の発生状況や行政情報として決算や定期監査の報告、それから入札の公告や発注状況また管内公立病院の当直医など、多岐にわたる情報を頻繁に更新して発信をしております。現在、管理者側からアクセス数を確認することはできませんけれども、各種講習会の案内や消防関係様式のダウンロード、それと当直医情報など住民生活に密着する情報を多数掲載しておりますのが現状でございます。これを利用される住民の皆さんが多くいらっしゃると思われるので、当組合のホームページは広く住民の皆様には認知されていると考えております。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） 続いて、再質問になります。

歳入のこの分担金及び負担金についてでございますが、先ほど詳細な説明で負担金の増減理由は理解をいたしました。3年度決算において全体の負担金増となっているのは、やはり多可町の繰越分が大きく影響しているわけなんですけれども、この管内の各署や出張

所など大きな拠点整備事業が済んだとはいえ、今後の全体的な負担金の増というのは覚悟しなければいけないのではないかと、このたびの補正でも出ておりますけれども円安ドル高、原油価格、物価のさらなる高騰等による影響や人件費、定員定数問題、そして車両価格購入費、指令センターや機器更新、新型コロナウイルス感染症の再拡大など、今後予測されることを考えると、このたびの決算額のような負担金で運営は厳しいのではないかと考えるわけなのですが、次年度予算にも関連してきますが、今後も増加すると予測される構成市町からの負担金に対する考え方について、これをお尋ねをしたいと思います。

もう一つ、これは委託料ですね。少ない費用で効果が出ているということが先ほどの答弁で分かりました。また、ホームページのメリットである部分が活かされているということとは了解いたしました。再度、委託料で確認をさせていただくんですが、これ現状組合員以外ではない管内住民が、この定例会や臨時議会の内容を知ろうとすると、会議録を求めた場合、この公文書の開示請求をしないと入手できないということになるのでしょうか。そして、わざわざ申請しないといけないということでのいいのか、これを確認をしたいと思います。また、先ほども答弁があったのですが、改めて音声データから文字起こしをして、要するにアナログの紙ではなくデジタル記録で文字データというものをいただいているということでのいいのか、それをもう一度確認をしたいと思います。

そして、レンタルサーバーの使用料です。このサーバー使用料は、先ほど更新回数等いろいろと説明もいただいたのですが、これはホームページの更新作業というものは職員がされているということでのいいのか、これも確認をさせていただきます。このレンタルサーバー使用料を支払っているため、職員が何回更新しても特に使用料が発生がすることがないということでのよろしいのでしょうか。その点も確認をさせていただいて、以上、2回目の質問を終わります。

○議長（浅田康子君） 消防部長。

○消防部長（小西康夫君） まず、今後も増額すると考えられる組合の負担金の件でございますけれども、現在の燃料費や電気料金の高騰、それから物価の上昇もあります。組合に係る運営経費も当然にして増額することが、今後において大いに予測されるところでございます。また、地方公務員法の一部を改正する法律が公布、施行されることを受け、定年引上げがなされること、また育児休業制度が改正され職員の育児休業が取得しやすい環境整備が求められていること等、消防を取り巻く環境の変化に対応していく上で必要経費の増額も予測される状況でございます。消防の経費が増額するということは、必然的に各市町の負担金が増額することにもなります。各市町においても、財政状況は非常に厳しい状況にあると思いますけれども、住民サービスの低下を招くことのない必要経費の増額には御理解をいただき、組合としましては現在行っている車両更新計画の見直し、また資器材の更新や保守点検等の見直し等で経費削減に努めまして、各市町の負担金の増額が最小限にとどめるような様々な事項を検討しながら、幹事会、管理者会の中で慎重かつ適切な

予算編成の執行に努めてまいりたいと、そのように考えております。

次に、住民の皆様に対しての会議録の公表、この件でございますけれども、現在は全く組合のほうでは住民の方への公表は行っていない状況でございます。議員の言いましたように、住民の皆様が会議録を閲覧するためには、現在では北はりま消防組合の情報公開条例に基づく開示請求を行っていただく必要があると考えております。これにつきましては、今後、各市町がホームページ上で載せておられますけれども、そういった部分も含めて前向きに検討していきたいと考えております。

それから文字データ、先ほど説明しましたように成果物で文字データとしてCDのほうで成果物として提出はいただいております。

それからホームページの更新の件なんですけど、これは今、職員が更新をしていますので、この金額があえて増えるとかそういったことはございません。職員のみで今やっているのが現状でございます。

レンタルサーバーの使用料の分は、先ほど言いましたように月額で税込み4,400円、それからその1年分ということで現在の金額になっております。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） 丸岡議員。

○6番（丸岡弘満君） ありがとうございます。そしたら、再々質問となります。

委託料とサーバー使用料について質問させていただきたいのですが、先ほども答弁あったんですけども、現在、組合議会の大事な議決や会議録など管内住民にとって大変重要な情報がホームページ上では確認することができません。組合議会の様子、議決されたことや議論されたこと、内容というものは管内住民にとって分からず、議員個人での情報発信以外されていないために、情報を得ようと、また知ろうとすると、わざわざ会議録申請が必要であるということが先ほどの答弁で確認をいたしました。今、この組合は果たして管内住民に説明する責任を全うすることが重要であるとの認識に立っているのかということです。組合の情報公開条例の第1条の目的、趣旨からや、管内市町民の知る権利からすると組合議会の議決や議事録などの積極的開示をするべきであり、他の消防組合などでは既に公開しております。

先ほど細かく委託料とサーバー使用料で質疑いたし確認をしましたが、組合議会の議員が公開することを望めば、同意できれば直ちにすぐにも多額の費用をかけずに委託料とこの使用料などで、会議録の公開ができるということでよろしいでしょうか。これも確認をさせてください。

平成30年4月25日、総務省の自治行政局行政課長から通知も届いているかと思いますが、地方自治法の第123条に係る取組についての中にも、会議録のホームページ上での公開等に積極的に取り組んでいただくようにと、こういったお願いもされておるわけで、議会で同意できればいつでも公開できる、いつでも準備をいただいているということ

でよろしいのでしょうか。

その点を確認をして、3回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（浅田康子君） 消防部長。

○消防部長（小西康夫君） 議事録をホームページ上で公表することにつきましては、先ほど丸岡議員が言われましたように、平成30年4月25日付、総務省自治行政局課長通知において、議会活動の透明性向上の観点から会議録のホームページ上での公表の推進が示されております。当組合においても、機関意思の決定として組合議会でその方向性を決定していただければよいものと、そのように考えております。

費用面に関しましては、先ほども御説明しましたとおり、ホームページの更新は職員が行っております。その関係上、また会議録の印刷製本委託料にも文字データも含まれていることから、特別の予算をホームページに載せることによって発生するようなことはありませんので、予算を要することなく対応は可能であります。

組合としましては、先ほど申し上げましたとおり、組合議員の皆様が御協議をいただきましてホームページ上での公表を決定されれば、速やかに公表できる準備は整っておる現状でございます。

以上でございます。

○議長（浅田康子君） これで6番、丸岡議員の質疑は終わります。

ほかに御質疑はございませんか。

ないようですので、これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論を終わります。

これより、認定第1号 令和3年度北はりま消防組合一般会計決算の認定の件を採決いたします。

本案について、認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（浅田康子君） 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は認定することに決定されました。

日程第6 第10号議案

令和4年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（浅田康子君） 次に、日程第6、第10号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

東田消防長。

○消防長（東田幸策君） 第10号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

提案理由につきましては、燃料費及び電気、ガス料金等の価格高騰に伴い、補正を行う必要が生じたことによるものでございます。

次に、補正予算の内容でございます。

1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,204万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億1,743万7,000円に改めようとするものでございます。

2ページ、3ページの第1表、歳入歳出予算補正の表を御覧ください。

歳入につきましては、第8款、繰越金、第1項、繰越金に1,204万6,000円を追加し、その金額を1,304万6,000円といたします。

次に歳出ですが、第3款、消防費、第1項、消防費に1,204万6,000円を追加し、その金額を21億7,087万1,000円といたします。

次に、事項別明細書により御説明いたします。

7ページ、8ページを御覧ください。歳入です。

第8款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金に1,204万6,000円を追加いたします。

次に歳出です。9ページ、10ページを御覧ください。

第3款、消防費、第1項、消防費、第1目、常備消防費に1,204万6,000円を追加し、補正後は21億2,125万1,000円といたします。

第10節、需用費に1,116万6,000円、第18節、負担金、補助及び交付金に88万円をそれぞれ追加いたしております。

以上、第10号議案、令和4年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（浅田康子君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

これで質疑は終わります。

これより討論を行います。

反対討論はありませんか。

賛成討論はありませんか。

討論を終わります。

これより、第10号議案 令和4年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(浅田康子君) 御着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議されました議案は全て終了いたしました。

これをもって、第45回北はりま消防組合議会定例会を閉会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅田康子君) 御異議なしと認め、第45回北はりま消防組合議会定例会を閉会といたします。

午後3時16分閉会

挨拶

○議長(浅田康子君) 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいと思います。

今期定例会に付議されました案件につきまして、議員各位の慎重な御審議により滞りなく終了できましたことを厚くお礼申し上げます。管理者以下、執行者におかれましては、一層の御精進と御尽力を賜りますことを願うものでございます。

また、議員各位におかれましては健康に十分御留意され、消防行政の積極的推進と地域住民の安全・安心に御尽力を賜りたいと願っております。これをもちまして、閉会の挨拶といたします。

次に、片山管理者から御挨拶があります。

片山管理者。

○管理者(片山象三君) 閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

本日、提案をさせていただきました案件につきまして慎重に御審議をいただき、いずれも原案のとおり御決定を賜りました。心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

開会の挨拶でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症に関しましてはまだまだ予断を許さない状況でございます。今後も引き続き地域住民の方々に安全・安心を提供できるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりますが、議員各位におかれましても、今後とも御健勝にて御活躍いただきまことを御祈念を申し上げ、北はりま消防の運営に一層の御協力を賜りますことをお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(浅田康子君) 管理者の御挨拶が終わりました。

これをもって、散会いたします。

本日は御苦労さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

北はりま消防組合議会議長 浅田 康子

会議録署名議員 東野 敏弘

会議録署名議員 原田 久夫